

あさがお訪問看護ステーション指定訪問看護
(指定介護予防訪問看護) 事業運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団雄飛会（以下「本事業者」という。）が開設するあさがお訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を目的とする。

(指定訪問看護の運営方針)

第2条 指定訪問看護においては、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問看護においては、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、看護職員等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 前7項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 あさがお訪問看護ステーション
所在地 千葉県柏市高田 825-8
- ② 名称 あさがお訪問看護ステーションあびこサテライト
所在地 千葉県柏市北柏 3-13-12 北柏シティハイツ 109

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用申し込み関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護職員等 常勤換算で2.5名以上(内1人以上は常勤)

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 実情に応じ適当数を配置

看護師は、訪問看護事業計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前7時00分から午後9時00分までとする。
(ただし、24時間対応可能な体制とする)

(指定訪問看護〔指定予防訪問看護〕の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護〔指定予防訪問看護〕は、利用者へ心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載。

- ① 病状・障害の観察

- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
 - ④ 床ずれの予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定予防訪問看護〕
- (3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときには、その利用額の1割の支払いを受けるものとする。ただし、その負担額が利用者の状況によって変わる場合はその利用者の被保険証に記された負担割合の支払いを受けるものとする。

2 前項の利用料のほか、法定代理受領サービスの範囲外となる場合及び以下の場合、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。なお、費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。また、その根拠を医師、介護支援専門員に説明を行うこととする。

- (1) 事業の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費（通常の実施地域を超える地点から起算し1キロ50円）
- (2) 訪問看護師と連携して行われる死後の処置料
- (3) 第6条に定めるサービス提供時間以外のサービス提供についての割増金

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は柏市、流山市、野田市、我孫子市、松戸市の全域とする。

(衛生管理等)

第10条 看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 看護職員等へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

3 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（zoom等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、

その結果について、看護職員等に周知徹底を図る。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、その必要に応じて市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供によって事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 前項の事故及び状況及び事故に際してとった処置について記録を残すものとする。

3 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に起因する賠償すべき事故が発生した場合は、損害に対する賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情処理)

第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置し必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容及びとった処置について記録を残すものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 市町村及び国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村及び国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 看護師等が得た利用者の個人情報については、事業者での介護・看護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 看護職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 看護職員等であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に含むものとする。
 - 5 事業所の看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
 - 6 事業所は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要且つ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針、ハラスメントマニュアルを基に必要な措置を講ずるものとする。
 - 7 事業所は訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 8 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は本事業者とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（ZOOMを含む）を定期的に開催するとともにその結果について看護職員等へ周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針整備を行い、マニュアルの策定をする
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者にサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることとし、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。
- 2 看護職員等へは業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。

(ハラスメント)

- 第17条 事業所は、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。
- 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する。
- (4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業員に周知する

(衛生管理等)

- 第18条 職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 職員等へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（zoomを活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る。

(その他運営についての重要事項)

- 第19条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年4回

附則

この規定は、平成27年10月1日より施行する。

附則 平成29年4月1日

この規定は、平成29年6月1日より施行する。

附則 平成30年3月1日

この規定は、平成30年3月10日より施行する。

附則 令和4年4月1日

この規定は、令和4年4月1日より施行する。

附則 令和6年4月1日

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

附則 令和7年5月1日

この規定は、令和7年5月1日より施行する。